

石垣市職員倫理審査会 意見書

石垣市職員倫理条例第13条の規定に基づき、倫理条例に関する運用状況について慎重に審査を行いました。結果は次のとおりです。

審査会 日時 平成24年2月17日（金） 午後3時～午後4時
会場 石垣市役所 庁議室

1. 審査結果

石垣市職員倫理条例では、職員が遵守すべき職務にかかる倫理原則及び責務などが規定されており、贈与等の報告や届出がさせられる等職員倫理の確立に向けて施策がなされている。

石垣市職員倫理条例の運用状況については、概ね条例や規則に沿って運用がなされているものと認める。

2. 審査会意見

職員の倫理規範に基づき、公正・公平な職務執行の確保を図ることが、条例制定の趣旨であります。そのためにも、条例、規則に基づいた報告を行い、引き続き倫理意識を高めるため、次のことに取り組むよう要望します。

- ①職員の服務規律の確保等については、引き続き周知徹底すること。
- ②市民への広報及び事業者、各団体への一層の周知を図ること。

平成24年2月17日

石垣市職員倫理審査会

会長 宮 良 清 盛

委員 大 田 守 宣